

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年2月及び同年3月
② 平成8年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成3年2月から同年3月までの期間及び8年3月の国民年金保険料が未納とされていた。

両申立期間の保険料については、妻が、納税組合を通じて夫婦二人分を納付していた。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は1か月と短期間である上、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その妻の保険料と一緒に申立期間②の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人の妻に係る申立期間②の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

2 一方、申立人は、納税組合を通じて申立期間①の保険料を現年度納付していたと主張しているが、社会保険事務所が管理する「領収済通知（報告）書入力結果一覧表」により、申立期間①の保険料を時効到来後の平成8年4月3日に納付したことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、時効到来後に納付された申立期間①の保険料については、社会保

険庁のオンライン記録により、還付対象期間、還付金額、還付決議年月日、送金通知書作成年月日、支払金融機関名及び口座番号が明確に記載されており、事実、その支払金融機関の口座番号が申立人のものであることが確認できることから、申立人に還付されたことが推認できる。

さらに、申立人は、その妻が申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間①当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年9月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和43年1月から同年9月までの国民年金保険料が還付されている旨の回答を受けた。

私は、昭和42年10月から婚姻のためA市に住んでおり、婚姻後の保険料についてはA市役所において納付していた。申立期間の保険料については、なぜ還付されたのか、いつ還付されたのかも分からない。

このため、申立期間の保険料が還付されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金保険料還付整理簿には、申立人に係る国民年金保険料の還付について、還付金額、還付決定日及び還付支払日が明確に記載されており、同事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）にも、申立期間の保険料が還付された記載が確認できることにより、申立人が申立期間の保険料を還付された事実が確認できる。

しかし、申立人は、昭和43年1月5日に国民年金被保険者資格を喪失しているが、申立人が保管する国民年金手帳により、申立期間の保険料を納付期限ごとに納付していたことが確認でき、事実、同年12月27日に還付決議が行われたことが確認できることから、申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失手続については、申立期間の保険料を既に納付した後に行われたものと推認できる。このため、本来、申立人の国民年金被保険者資格については、「強制」から「任意」へと変更する事務処理を行うべきであったにもかかわらず、行政機関が申立人に対し、国民年金制度について十分な説明を行わな

いまま、申立人の同資格をさかのぼって喪失したことは、行政側の処理が適正に行われておらず、事務手続の錯誤であると認められる。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和 43 年 1 月 5 日に国民年金被保険者資格を喪失し、44 年 1 月 5 日に同資格を再取得していることが確認できるものの、その夫は、同年 3 月 27 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失しているため、本来であれば、申立人は、同年 1 月から「任意」により国民年金被保険者資格を取得すべきであったにもかかわらず、「強制」により同資格を取得していることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月から 39 年 3 月まで

私は、結婚するまでの間、祖母、両親、長兄等と同居しており、自営業を営む父が、祖母を除く家族全員の国民年金保険料を納付していた。兄は、国民年金加入期間のすべての保険料が納付済みの記録となっており、姉も、昭和 37 年 12 月に結婚して別居するまでの期間の保険料については納付済みとなっている。

申立期間の保険料については、昭和 39 年 1 月に父が私の国民年金の加入手続を行った時点でまとめて納付したと思われるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その父が、昭和 39 年 1 月に国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しており、事実、申立人に係る国民年金手帳記号番号については、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、同年 1 月 17 日に払い出されたことが確認できることから、申立人の父が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、この時点では、現年度保険料である申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難いことから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、昭和 44 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、17 年の長期間にわたり保険料を納付し、このうちの 9 年間については付加保険料も併せて納付するなど、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

加えて、申立期間の前後を通じて申立人の父の仕事に変化は無く、申立人の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が還付されている旨の回答を受けた。

私は、申立期間当時、A自治体B区に住んでおり、国民年金に強制加入していたはずであり、保険料の還付を受けた記憶は無い。

このため、申立期間の保険料が還付されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び申立人が保管する国民年金手帳により、申立人は、昭和 51 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失しているところ、厚生年金保険被保険者と 52 年 3 月※日に婚姻していることから、本来、申立期間については国民年金被保険者資格が強制となるべき期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず、還付手続が行われ、国民年金の未加入期間となっていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

また、申立人が保管する国民年金保険料を納付した領収書により、申立人が昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 1 月 7 日に納付したことが確認でき、事実、54 年 3 月 1 日に還付されていることから、申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失手続については、申立期間の保険料を既に納付した後に行われたものであると推認でき、本来、申立人に係る国民年金被保険者資格については、52 年 3 月から「強制」から「任意」とする処理を行うべきであったにもかかわらず、申立人がその夫と同居を開始した 51 年 9 月までさかのぼって同資格を喪失させたことについては、行政側の処理が適正に行

われていなかった事実が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から同年12月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和40年2月から同年12月までの国民年金保険料が還付されているとの回答を受けた。

申立期間の保険料については、A町役場（当時）において納付したと記憶しており、還付を受けた記憶も無い。

このため、申立期間の保険料が還付されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民年金手帳により、申立人は、昭和39年4月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失し、40年2月2日に国民年金に任意加入し、被保険者資格を再取得したことが確認できるが、申立人が結婚したのは同年6月※日であることから、本来、申立期間の一部については、強制加入となるべき期間であり、国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず還付手続が行われ、未加入期間となっていることについては、行政側における事務処理の不備が認められる。

また、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人が国民年金に任意加入したのは、昭和41年1月10日となっているが、申立人が保管する国民年金手帳には、40年2月2日と記載されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

さらに、申立人が保管する国民年金保険料納入通知書兼領収書では、昭和40年4月から同年12月までの保険料を41年1月12日に納付していることが確認でき、事実、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊

台帳)にも同期間の保険料が還付されている記載があることから、申立人に係る国民年金被保険者資格の喪失手続は、申立期間の保険料を既に納付した後に行われたものと推認でき、本来、申立人の同資格を「強制」から「任意」とする処理を行うべきであったにもかかわらず、申立人がその夫と同居を開始した40年2月までさかのぼって同資格を喪失させたことについては、行政側における事務処理の錯誤が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 46 年 1 月から 50 年 3 月までの期間及び 52 年 10 月から同年 12 月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていた。

私は、20 歳になった昭和 46 年 3 月ころに、A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、その際、区役所の職員の勧めで付加年金にも加入し、両申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を継続して納付した。

このため、両申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の付加保険料を含む国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立人が付加年金に加入したのは昭和 50 年 11 月であることが確認でき、事実、申立人は、同年 11 月以降、申立期間②を除き、付加保険料を含む国民年金保険料を継続して納付していることから、現年度納付が可能であった申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、昭和 46 年 3 月ころに国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年

金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、50年11月12日から同年同月13日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和46年3月ころに、国民年金の加入手続と同時に付加年金加入の申し出を行ったと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立人が付加年金に加入したのは、50年11月であることが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 61 年 8 月に洪水の被害に遭い、国民年金保険料を納付した領収書など証拠となるものは残っておらず、両申立期間当時の記憶もほとんど無いが、両申立期間の保険料については、付加保険料を加え、主に自宅に来た信用金庫の職員に依頼して納付していた。税金等を含め未納の督促を受けた記憶は無く、夫は会社に勤務しており、私は小さな飲食店を営んでおり、保険料を納付できない経済状況ではなかったため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間はそれぞれ 3 か月と短期間である上、申立人は、両申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、両申立期間を除く任意加入期間については付加保険料も併せて納付している。

また、申立人は、両申立期間の保険料を自宅に来た信用金庫の職員に依頼して納付していたと主張しているところ、A 市役所が管理する「収納者リスト（年金用）兼検認票」により、申立期間①の前後の期間については、納期ごとに保険料を納付していたことが確認できる上、申立期間②については、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人が昭和 60 年 1 月 24 日に国民年金被保険者資格を喪失したことが確認でき、喪失手続を行った時点では、その直前である申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然であることから、申立人の主張は基本的に信用で

きる。

さらに、申立人の夫は、両申立期間当時にB社C事業所に勤務しており、申立人が昭和60年1月に国民年金被保険者資格を喪失する直前に賞与を受給したことが推認できるなど、両申立期間の前後において生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の両申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から48年3月まで
② 昭和49年4月から同年9月まで

昭和44年5月ころ、母が、A町役場（当時）で国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料については、その母が、同町役場又はB信用金庫（旧C信用金庫）D支店で父の分と一緒に納付書により納付した。保険料の納付時期や納付金額等の詳しいことは覚えていないが、両申立期間について、父の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和49年3月に国民年金に加入後、48年度分の保険料をまとめて納付したほか、申立期間②を除いて、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間②は6か月と短期間であり、申立期間②の前後を通じて申立人の仕事に変化は無く、申立期間②の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられることから、申立期間②の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間②の保険料について、社会保険庁のオンライン記録とE市役所が管理する国民年金被保険者名簿の納付月が相違している上、年度内の一部の期間に未納がある場合に保管することとなっている国民年金被保険者台帳（特殊台帳）が無いことから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが確認できる。

2 一方、申立人は、その母が、昭和 44 年 5 月ころに、A 町役場において国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、49 年 3 月に、44 年 3 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと考えられ、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その母が申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その母も高齢で記憶が確かでないことから、申立期間①当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年4月30日は11万円、②16年7月25日は22万円、③16年12月20日は20万円、④17年4月28日は30万円、⑤17年7月20日は31万円、⑥17年12月15日は28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、①の期間は11万円、②の期間は22万円、③の期間は20万円、④の期間は30万円、⑤の期間は31万円、⑥の期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月30日
② 平成16年7月25日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年4月28日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月15日

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、平成16年から17年までに支給された賞与に係る記録が無かった旨の回答を受けた。

A社が保管している賞与支給明細書及び賃金台帳により、賞与の支払及び保険料控除の事実が確認できるので、各申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、その主張する標準賞与額（①の期間は11万円、②の期間は22万円、③の期間は20万円、④の期間は30万円、⑤の期間は31万円、⑥の期間は28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付して

いないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する各申立期間における標準賞与額（①の期間は 11 万円、②の期間は 22 万円、③の期間は 20 万円、④の期間は 30 万円、⑤の期間は 31 万円、⑥の期間は 28 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年4月30日は10万円、②16年7月25日は19万円、③16年12月20日は23万円、④17年4月28日は30万円、⑤17年7月20日は30万円、⑥17年12月15日は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、①の期間は10万円、②の期間は19万円、③の期間は23万円、④の期間は30万円、⑤の期間は30万円、⑥の期間は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月30日
② 平成16年7月25日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年4月28日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月15日

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、平成16年から17年までに支給された賞与に係る記録が無かった旨の回答を受けた。

A社が保管している賞与支給明細書及び賃金台帳により、賞与の支払及び保険料控除の事実が確認できるので、各申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、その主張する標準賞与額（①の期間は10万円、②の期間は19万円、③の期間は23万円、④の期間は30万円、⑤の期間は30万円、⑥の期間は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付して

いないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する各申立期間における標準賞与額（①の期間は 10 万円、②の期間は 19 万円、③の期間は 23 万円、④の期間は 30 万円、⑤の期間は 30 万円、⑥の期間は 26 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年4月30日は25万円、②16年7月25日は24万円、③16年12月20日は34万円、④17年4月28日は35万円、⑤17年7月20日は35万円、⑥17年12月15日は36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、①の期間は25万円、②の期間は24万円、③の期間は34万円、④の期間は35万円、⑤の期間は35万円、⑥の期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月30日
② 平成16年7月25日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年4月28日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月15日

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、平成16年から17年までに支給された賞与に係る記録が無かった旨の回答を受けた。

A社が保管している賞与支給明細書及び賃金台帳により、賞与の支払及び保険料控除の事実が確認できるので、各申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、その主張する標準賞与額（①の期間は25万円、②の期間は24万円、③の期間は34万円、④の期間は35万円、⑤の期間は35万円、⑥の期間は36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付して

いないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する各申立期間における標準賞与額（①の期間は 25 万円、②の期間は 24 万円、③の期間は 34 万円、④の期間は 35 万円、⑤の期間は 35 万円、⑥の期間は 36 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年4月30日は30万円、②16年7月25日は24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、①の期間は30万円、②の期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月30日
② 平成16年7月25日

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、平成16年に支給された賞与に係る記録が無かった旨の回答を受けた。

A社が保管している賞与支給明細書及び賃金台帳により、賞与の支払及び保険料控除の事実が確認できるので、両申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、両申立期間において、その主張する標準賞与額（①の期間は30万円、②の期間は24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、両申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する両申立期間における標準賞与額（①の期間は30万円、②の期間は24万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（①平成16年4月30日は10万円、②16年7月25日は21万円、③16年12月20日は18万円、④17年4月28日は20万円、⑤17年7月20日は25万円、⑥17年12月15日は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における標準賞与額に係る記録を、①の期間は10万円、②の期間は21万円、③の期間は18万円、④の期間は20万円、⑤の期間は25万円、⑥の期間は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月30日
② 平成16年7月25日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年4月28日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月15日

社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、平成16年から17年までに支給された賞与に係る記録が無かった旨の回答を受けた。

A社が保管している賞与支給明細書及び賃金台帳により、賞与の支払及び保険料控除の事実が確認できるので、各申立期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与支払明細書及び賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、その主張する標準賞与額（①の期間は10万円、②の期間は21万円、③の期間は18万円、④の期間は20万円、⑤の期間は25万円、⑥の期間は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、各申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付して

いないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人が主張する各申立期間における標準賞与額（①の期間は 10 万円、②の期間は 21 万円、③の期間は 18 万円、④の期間は 20 万円、⑤の期間は 25 万円、⑥の期間は 15 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 29 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 31 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給対象期間の事業所であるA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3年2か月後の昭和 39 年 10 月 7 日に支給されたこととなっていることから、事業主が代理請求を行ったとは考え難い。

また、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の姓については旧姓となっており、氏名変更の記録も無いため、請求については旧姓により行われたものと考えられるものの、申立人に係る改製原戸籍謄本によれば、申立人は、昭和 38 年 12 月 6 日に婚姻により改姓していることが確認できることから、仮に、申立人又はその委任を受けた代理人が脱退手当金を請求したとするならば、旧姓による請求は考え難いことから、申立人の意思に基づく請求であったとは考え難い。

さらに、申立人は再交付された厚生年金保険被保険者証を所持しているが、同証には脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示は確認できず、当時再交付の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

茨城厚生年金 事案222

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年6月22日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社に勤務していた平成4年4月1日から5年6月22日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及して大幅に引き下げられていることが判明した。平成3、4年ころに社会保険事務担当者として厚生年金保険の滞納保険料の件で社会保険事務所に相談した際、月額変更という方法があると教示されたことがあるものの、この方法を採用することについて拒否した事実があることから、当該処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(53万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成5年6月22日より後の平成6年4月5日付けで、平成4年4月1日に遡及して訂正され、それぞれ8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、自身が社会保険事務を担当していた旨を主張していることから、申立人が社会保険の届出等に関する決定権限を有していたかについて、事業主及び申立期間当時にA社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、事業主及び3人の同僚から、申立人は、社会保険の届出等に関する決定権限を有していなかった旨の回答が得られた。

さらに、口頭意見陳述において、申立人は、代表者印は社長が保管してお

り、申立人が届出書等を作成して、その都度、社長に押印をお願いしていたとの証言が得られたことから、申立人が上記の標準報酬月額の遡及訂正の届出について決定し得る立場であったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 10 月までの期間及び 58 年 10 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 58 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、両親に勧められ、昭和 47 年 10 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料については、A 市役所において夫の分と一緒に納付し、申立期間②の保険料については、会社を退職後、国民年金に再加入し、A 市役所及び B 市役所において夫の分と一緒に納付した。

このため、両申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の保険料と一緒に申立期間①の保険料を納期ごとに継続的に納付していたと主張しているが、申立人の夫は、社会保険事務所が管理する申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付し、同年 10 月から 58 年 3 月の保険料を同年 9 月に過年度納付したことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、会社を退職（昭和 58 年 9 月）後、国民年金被保険者資格を再取得して、その夫の保険料と一緒に申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間②に係る国民年金被保険者資格の記録が無いことが確認できるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人が国民年金被保険者資格を再取得した時期は、昭和 59 年 2 月のオンラインシステム導入後であると推認でき、この時点では、申立期間②の一部については過年度保険料となることから、その夫の保険料と一緒に納付していたとする申立人の主張には不合理な点が認

められる。

さらに、申立人は、その夫の保険料と一緒に申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間②の保険料の納付状況に関する申立人の記憶が不確かであるため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月及び同年3月
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされていた。
申立期間の保険料については、私が、納税組合を通じて夫婦二人分を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納税組合を通じて申立期間の保険料を現年度納付していたと主張しているが、社会保険事務所が管理する「領収済通知（報告）書入力結果一覧表」により、申立期間の保険料を時効到来後の平成8年4月3日に納付したことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、時効到来後に納付された申立期間の保険料については、社会保険庁のオンライン記録により、還付対象期間、還付金額、還付決議年月日、送金通知書作成年月日、支払金融機関名及び口座番号が明確に記載されており、事実、その支払金融機関の口座番号が申立人のものであることが確認できることから、申立人に還付されたことが推認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 53 年 6 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 50 年 1 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和 49 年 12 月に、当時 A 事業所に勤めていた夫と結婚したため、自動的に夫が加入していた共済組合に加入しているものと思っていたが、結婚から約 3 年後に、姉から、自分で国民年金の加入手続を行い、納付していなかった分の保険料を納付しないと、将来もらえる年金が少なくなると言われたため、郵便局において、申立期間の保険料を 3 回程度に分けて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 7 月 7 日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和 49 年 12 月の婚姻から約 3 年後に、申立期間の保険料を 3 回程度に分けて納付したと主張しているが、申立期間については共済組合の組合員との婚姻による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有していないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から6年3月まで
時期は覚えていないが、結婚前にA市役所において国民年金の加入手続を行い、平成3年7月の婚姻を契機に国民年金保険料の納付を始めた。その際、郵便局の人に2年間さかのぼって保険料を納付できる旨の説明を受け、夫婦二人分の保険料を納付するだけの資力が無かったため、積立てておいた結婚祝金から自分の保険料を2年間さかのぼって納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号については、B社会保険事務所管内の市町村に払い出されたものであることから、申立人は、平成8年4月にC市に転居した後に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、C市役所が管理する国民年金被保険者名簿により、平成6年4月から8年3月までの保険料を過年度納付し、同年4月からの保険料を現年度納付していることが確認できることから、2年間さかのぼって保険料を納付したと申立人が主張する時期については、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる同年4月から同年5月までの間と考えられ、申立人が主張する時期と一致しない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から49年6月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から49年6月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和41年10月に結婚し、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料については、納税組合を通じて、夫の保険料と一緒に納付していた。このため、両申立期間に係る夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年10月ごろにA市役所において国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、50年12月と考えられ、この時点では、申立期間①の大半については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和49年7月から50年3月までの保険料を51年10月に過年度納付しているが、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、納税組合を通じて両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係るA市役所が管理する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、昭和52年度分の保険料を昭和54年1月24日に過年度納付したことが確認できることから、この時点では、申立期間②の一部については時効により保険料を納付できなかったものと考えられ、かつ、過年度保険料については、通常、日本銀行歳入代理店に指定されている金融機関において納付するのが一

般的であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から49年12月まで
子供が生まれつき病弱であったことから昭和47年7月に会社を辞め、同年7月ないし同年8月に国民年金に加入し、保険料については通院や外出の折りに近くの銀行で納付してきた。年金については、20歳の時から40年払い込むと知っており、最初から40年間納付すると決めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月10日に国民年金に任意加入しており、事実、申立人が保有する国民年金手帳には、初めて被保険者になった日が「昭和50年1月10日」と記載されており、A市役所が管理する「国民年金被保険者名簿」にも同一日に国民年金に任意加入していることが確認でき、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和47年7月ないし同年8月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和46年5月）による合算対象期間（カラ期間）であり、国民年金被保険者資格を有していないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 37 年 11 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 37 年 11 月から 42 年 3 月まで

父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付した。また、申立期間②の保険料については、3 か月に一度来ていた国民年金保険料の集金人を通じて、妻の分と一緒に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しており、事実、昭和 35 年 10 月に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できるものの、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人に対し、昭和 35 年 10 月に国民年金被保険者資格を取得した際の国民年金手帳記号番号とは別の番号が 44 年 6 月 21 日に払い出されたことが確認でき、事実、申立期間②の直後である 42 年 4 月から 44 年 3 月までの保険料を過年度納付したことが確認できるものの、44 年 6 月時点では、両申立期間については時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、更に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年10月までの期間、同年11月から48年7月までの期間及び56年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から40年10月まで
② 昭和40年11月から48年7月まで
③ 昭和56年9月から59年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和38年7月から40年10月までの期間、同年11月から48年7月までの期間及び56年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、昭和38年7月に、社宅においてA区役所職員と思われる人を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料については、3か月ごとに集金に来た同区役所女性職員に納付し、申立期間②の保険料については、勤務先の同僚に依頼して納付し、申立期間③の保険料については、B市役所C支所において納付した。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年8月22日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間①及び②の保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、B市役所C支所において、申立期間③の保険料を納付したと主張しているが、昭和56年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失し、その後、60年5月7日に国民年金に任意加入しているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間③の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①当時に居住していたA区において国民年金

の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりの場合、申立人の国民年金手帳記号については、同区を管轄する社会保険事務所の記号「D」となるべきであるにもかかわらず、E社会保険事務所管内の市町村に払い出される「F」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立人は、申立期間①の保険料を納付した際、細長の短冊形の領収書を受領したと主張しているが、申立期間①当時、A区役所では、集金人に検認印を持たせて、国民年金手帳に押印させており、領収書は発行させていなかったことが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

その上、申立人は、勤務先の同僚に依頼して申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から平成3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から平成3年11月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和42年12月から平成3年11月までの国民年金保険料が未納とされていた。

妻が、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していた。妻には昭和42年12月から国民年金の加入記録があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については、国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻に係る申立期間の大半については保険料が未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 42 年 4 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和 39 年 12 月から 42 年 4 月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社において事務を担当しており、当時の社員旅行の写真もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、申立人から提出された昭和 41 年 10 月 6 日に撮影された社員旅行の写真及び当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社は、昭和 52 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿からも、平成元年 12 月 5 日に同社が解散したことが確認できる上、当時の事業主及び役員の連絡先も不明であることから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人については、連絡先が不明であるため、当時の状況について照会することができない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた 28 人のうち、社会保険庁の記録により連絡先が確認でき、存命中の二人に照会したところ、回答が得られた一人からは、「申立人が同社に勤務していた時期については昭和 41 年 9 月から同年 10 月ごろまでの約 2 か月であり、勤務期間が短期間であったため、社会保険の加入手続については行われていなか

ったと思われる。」とする旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 17 日から 32 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 10 月 17 日から 32 年 1 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、少なくとも 1 年以上は同社に勤務していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 31 年 4 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 10 月 17 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同名簿では、他者の記録において申立期間内の同年 10 月に標準報酬月額額の定時決定が行われたことが確認できることから、申立人の記録のみ欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 43 年 12 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に他界しており、他の役員の連絡先も不明であることから、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立期間当時のA社における 19 人の同僚（申立人が名前を挙げた者を含む。）に照会したところ、11 人から回答が得られ、そのうちの一人からは、「申立人の勤務期間は、昭和 31 年秋ごろ、割合早く退職されたようで、よく覚えていない。」とする旨の証言が得られたほかは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、昭和 31 年 4 月から 1 年以上A社に勤務していたと主張しているが、32 年 1 月 1 日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得し

たことが確認できることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 23 日から 42 年 12 月 9 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和 36 年 5 月 23 日から 42 年 12 月 9 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社を退職した後は、同社には一度も行っておらず、脱退手当金や退職金を受け取っていない。

このため、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年2月13日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和42年12月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、かつ、申立期間当時の事業主の所在について社会保険庁の記録により確認できないことから、当時の状況が確認できず、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

当時、健康保険証をもらって、勤務先と同じビル内の歯科に通院した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社からは、申立期間当時は厚生年金保険適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していない旨の証言が得られているところ、社会保険庁の記録では、同社は、昭和 49 年 10 月 22 日以降厚生年金保険適用事業所に該当していないことが確認できる。なお、A社は、その後、昭和 50 年 1 月 1 日にB社という名称で厚生年金保険の適用を受け、厚生年金保険の加入を希望する者は、同社で被保険者資格を取得させていたとしているが、社会保険事務所が管理する同社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番もない。

さらに、A社からは、申立人が申立期間当時に受領したと記憶している健康保険証については、同社が、C健康保険組合に加入し、従業員に渡したものであるとの回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 227

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に係る記録は昭和 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までであり、昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、昭和 32 年 7 月 31 日までA社に正社員として勤務し、仕立て作業をしていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚及び事業主の息子の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、昭和 35 年 10 月 10 日に、申立期間の前後の 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間(A社における厚生年金保険の被保険者期間)及び32年8月20日から35年5月1日までの期間について脱退手当金を受給しており、この脱退手当金を請求した時点において、A社に係る厚生年金保険被保険者期間の確認を行っていたものと考えられることから、申立期間について厚生年金保険被保険者ではなかったことを認識していたはずであり、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界している上、その妻も高齢のため証言を得ることができず、事業主の息子も、A社の副業を事業主の妻と一緒にに行っていたものの、経理事務には関与しておらず、その当時の経理担当者も既に他界しているため、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。